

公益社団法人 日本気象学会沖縄支部規約

総 則

第1条 この支部は、公益社団法人日本気象学会沖縄支部という。

会 員

第2条 この支部は、沖縄県に在住する日本気象学会員によって構成される。

目的及び事業

第3条 この支部は、日本気象学会の定款の範囲内で事業を行うが、特に支部会員の研究の奨励、推進ならびに相互の連絡につとめることを目的とする。

第4条 この支部は、前条の目的を達成するために講演会ならびに学術的会合その他この支部の目的にかなう事業を行う。

第5条 本支部の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

役 員

第6条 この支部に、理事8名（内支部長1名）をおく。

第7条 理事は、支部会員の中から選挙によって決める。

第8条 支部長は、理事の互選によって決める。

第9条 支部長は、この支部を代表し、支部の事務を総理する。支部長に事故があるとき、又は欠けたときは、支部長があらかじめ指名した理事がその職務を代行する。

第10条 理事は、理事会を構成し、この規約に定める事項を執行する。

第11条 理事の任期は2年（選挙の翌々年6月30日まで）とする。ただし再任は妨げない。理事に欠員が生じた場合は、理事会の推薦により補充する。補充された理事の任期は、前任者の後任期間とする。

理事会

第12条 1. 理事会は年1回以上支部長が開催する。ただし、2名以上の理事から理事会開催の請求がなされた場合は、支部長は、請求のあった日から30日以内にこれを開催しなければならない。

2. 前項の理事会は、書面又は電子メールを用いて開催することができる。

第13条 理事会は、過半数の理事の参加により成立する。決議は参加した理事の過半数をもって行う。理事会の議長は支部長とする。

第14条 支部長は次の事項を理事会の承認を得て支部会員に報告しなければならない。

- (1) 事業報告（経費報告含む）・計画（経費予定額含む）
- (2) その他理事会において必要と認めた事項

規約変更

第15条 この規約は、会員の3分の2以上の承認を得なければ変更することができない。

細則

第16条 この規約の実行に必要な細則は別に定める。

付則

この規約の改正は昭和53年4月1日から適用する。

この規約の改正は昭和58年4月1日から適用する。

この規約の改正は昭和63年7月28日から適用する。

この規約の改正は平成3年8月から適用する。

この規約の改正は平成5年8月23日から適用する。

この規約の改正は平成6年8月17日から適用する。

この規約の改正は平成8年9月6日から適用する。

この規約の改正は平成15年7月15日から適用する。

この規約の改正は平成23年6月29日から適用する。

この規約の改正は平成25年6月17日から適用する。

この規約の改正は平成28年6月17日から適用する。

この規約の改正は平成29年6月14日から適用する。

この規約の改正は平成30年6月28日から運用する。

この規約の改正は令和6年6月28日から運用する。

この規約の改正は令和7年7月24日から運用する。

この規約の改正は令和8年4月1日から運用する。

ただし理事の増員、および幹事の廃止については、令和8年度事業年度期における役員選挙後に適用するものとする。

公益社団法人 日本気象学会沖縄支部細則

1. 理事及び監事の選挙に際しては、その都度、選挙管理委員会をおく。
 - (1) 選挙管理委員会は学会運営から独立した機関で理事会に従属するものではない。
 - (2) 選挙管理委員会は、2名の委員で構成し、任期は2年とする。
 - (3) 選挙管理委員会は通常会員の中から支部長が理事会の承認を経たうえでこれを委嘱するが、やむを得ない場合は理事会の事後承認とすることができる。
2. 選挙管理委員会は、投票締切日の28日前までに選挙告示を行い、会員に周知しなければならない。
3. 立候補者は、投票締切日の21日前までに、選挙管理委員会に届け出るものとする。
4. 候補者は、立候補者のほかに理事会の推薦者を加えることができる。
選挙管理委員会は、投票締切日の14日前までに候補者を会員に周知しなければならない。
5. 投票は、9名連記の無記名投票とする。
6. 投票の順序は、投票数の多いものを上位とし、同数の場合は、年少者を上位とする。
7. 支部の機関紙として「沖縄支部だより」を発行する。
8. 支部活動に必要な旅費、謝金等は国家公務員の規程により支給する。
9. 細則は理事会で変更することができる。

■支部規約への補足（2025 年度総会承認）

以下は 2025 年度総会での支部規約改正における提案内容である。

総会開催にかかる招集、委任状・議決権行使票の取得、議長確保に係る事務局の負担が非常に大きい状況にあることを踏まえ、事務効率化の観点で来年度からは総会を廃止することとし、今後は理事会で承認された事項を会員に報告する（改正第 14 条）運用に変更することとしたい。

（なお、支部長が会員の承認を得る必要があると認めた事項については、規則第 16 条の規約変更に合わせて議案を会員に諮り、その承認を得るものとする）

（補足：現在、東北、関西、九州支部においても同様の運用とされている）。